

「みずほe-ビジネスサイト 特別当座貸越申込受付サービス」利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第1条 本サービスの内容 1. ～2. （略） 3. 融資申込の取扱い (1)～(4) （略） (5) 契約者が送信した融資申込内容の変更または取消しをする場合は、第2項により当行が申込の受信を行う前に限り、本サービスにて申込を取下げたうえで、改めて申し込み方法により行うことができます。第2項により融資申込内容を当行が受信済みの場合は、申込の変更または取り消しを行う事はできません。必要な場合は、当行所定の手続きに従い取り消しの手続きを行うこととし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。 4. （略）	第1条 本サービスの内容 1. ～2. （略） 3. 融資申込の取扱い (1)～(4) （略） (5) 契約者が送信した融資申込内容の変更または取消しをする場合は、第2項により当行が申込の受信を行う前に限り、本サービスにて申込を取下げたうえで、改めて申し込み方法により行うことができます。第2項により融資申込内容を当行が受信済みの場合は、申込の変更または取り消しを行う事はできません。必要な場合は、直ちに当行へ届け出るものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。 4. （略）
第4条 本サービスの解約 1. 当事者の都合による解約 本サービスの利用に関する契約は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合で解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。 2. （略）	第4条 本サービスの解約 1. 当事者の都合による解約 本サービスの利用に関する契約は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合で解約する場合は、「みずほe-ビジネスサイト 特別当座貸越申込受付サービス」申込書により当行に通知するものとします。 2. （略）
規定なし	第5条 規定の変更等 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
第5条 有効期間 （略） 第6条 免責事項 （略）	第6条 有効期間 （略） 第7条 免責事項 （略）